



介護、年金絞り、子育て支援は充実へ ～2015年度予算案閣議決定～

◆14日、政府は2015年度の算案を閣議決定しました。一般会計総額は今年度当初より約4,600億円多い96兆3400億円程度となり、このうち介護や子育て支援に充てられる社会保障費は約31兆5,300億円といずれも過去最大です。

消費税率10%への引き上げが延期となり、当初見込んでいた予定額よりも少ない1.4兆円程度となった社会保障の充実、介護や年金の分野では事業の縮小、先送りとなるものの、子育て支援については重点的に配分されることになりました。4月から始まる子ども・子育て支援新制度は予定通り実施する方向で、保育所や学童保育の定員増、保育士の処遇改善などを図るため、国、地方合わせておよそ5,200億円が計上されました。

また介護分野では職員の処遇改善を行うほか、小規模施設の整備や認知症施策の充実として約960億円(国・地方計)が計上されています。一方介護報酬は全体として引き下げる方針でメリハリをつけたかたちとなりました。

予算案は26日に召集される通常国会に提出され審議が始まる予定です。

(参考：厚労省HP／財務省HP／朝日新聞／福祉新聞)

- 社会保障分野の来年度予算案(一部抜粋)
- 子ども・子育て支援新制度の実施(2,195億円)
⇒保育士の配置増・処遇改善等を図る
 - 待機児童解消等の推進など保育の充実(892億円)
⇒保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図る
 - 放課後児童対策の充実(575億円)
⇒小学校入学後も子どもを預けられるようにするため、学童保育の整備を進める
 - 社会的養護の充実(142億円)
⇒児童養護施設等の職員配置を増やすほか、職員給与の引き上げを実施する
 - 地域医療介護総合確保基金の活用(483億円)
⇒地域密着型特養等の整備に必要な経費や特養多居室のプライバシー保護のための改修費用を助成
- ※金額は全て国分

介護報酬2.27%引き下げ ～処遇改善は実施へ～

◆今年の4月に予定されている介護報酬改定について、政府は2.27%引き下げる方針を明らかにしました。11日に行われた財務、厚労大臣の閣僚折衝で決まったもので、マイナス改定は平成18年度以来9年ぶりです。

改定率についてはこれまで、特養などで収支差額が高いと言われていることを背景に、財務省が6%程度のマイナス改定を要求していましたが、介護業界等からの反対意見を受け、下げ幅が圧縮される結果となりました。

改定の具体的な中身は、各サービスの収支状況や施設規模などを反映して各単価を平均4.48%引き下げる一方、介護職員の賃上げを実施するため、処遇改善加算の拡充に1.65%、良好なサービスを提供する事業所へ0.56%加算を上乗せし、これらを差し引いた結果全体で2.27%引き下げられることとなります。

なお、処遇改善加算については月1.2万円増額されることになり、これまでの加算と合わせて月4.2万円程度給与が引き上げられることとなります。一方こうした加算が上乗せされても、給与の大半は介護報酬本体から支払われているため、総枠の介護報酬が引き下げられると影響は避けられないといった声も挙がっています。

厚労省は今後、来月開催される審議会にサービスごとの報酬を盛り込んだ介護報酬改定案を提出することになっています。

(参考：財務省HP／NHKニュース／日経新聞ウェブ／CBニュース／内閣府HP)

これまでの介護報酬改定率の推移

H15年改定	-2.3%
H18年改定	-0.5% -2.4% (H17年改定を含めた率)
H21年改定	+3.0%
H24年改定	+1.2%
H26年改定	+0.63% (消費税対応)

社福への課税見送りへ ～税制改正大綱発表～

◆14日、政府は2015年度の税制改正大綱を閣議決定し、これまで議論が上がっていた社福への課税を見送る方針が明らかになりました。

税制調査会が昨年6月に示した法人税改革案の中では、公共的とされているサービスの提供主体が多様化していることを背景に、社福が実施する介護事業のように民間事業者と競合している分野では公平性を図る観点から、非課税扱いを見直す必要性を示していました。

今回政府が示した大綱では、課税見送りについて具体的な方針は示されていませんが、政府の大綱に先立って自民・公明党が昨年末に示した大綱の中で課税の在り方は今後も検討することとしており、財務省もその方針に沿う考えを示している模様です。

課税の問題はこれまで賛否意見が出される中で、今回は見送りの方針で決着しましたが、併せて議論になっている情報開示や地域公益活動など、社福自身の取り組みが今後一層注目されそうです。

(参考：福祉新聞／自民党HP／財務省HP)

《自民・公明党が示した大綱》から
公益法人等については、非収益事業について民間競合が生じていないか、収益事業への課税において軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方について引き続き検討を行う。